

国 税 通 則 法 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 新 旧 対 照 表

改 正 後 改 正 前

(株式等の内容に関する事項等)

第十一条の七 法第七十四条の十三の四第一項（振替機関の加入者情報の管理等）に規定する財務省令で定める社債等は、社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項第八号、第十号の二又は第十二号から第十七号の三まで（定義）に掲げるもののうち、社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年 内閣府 令第五号）第六十二条（特定個人情報提供）の規定により財務省 振替機関（法第七十四条の十三の四第一項に規定する振替機関をいう。以下この条において同じ。）が同令第六十二条に規定する業務規程で定めるものとする。

254 省 略

附 則

この省令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）の施行の日から施行する。

(株式等の内容に関する事項等)

第十一条の七 法第七十四条の十三の四第一項（振替機関の加入者情報の管理等）に規定する財務省令で定める社債等は、社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項第八号、第十号の二又は第十二号から第十七号の三まで（定義）に掲げるもののうち、社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年 内閣府 令第五号）第六十二条（特定個人情報提供）の規定により財務省 振替機関（法第七十四条の十三の四第一項に規定する振替機関をいう。以下この条において同じ。）が同令第六十二条に規定する業務規程で定めるものとする。

254 同 上